

令和7年度 渇水対策支援要領

1. 目的

高温、少雨と梅雨明け以降の猛暑による渇水に対して、農業用水確保に要した電気料金、燃料費、給水するために必要な資材購入費に対する経費の一部を助成し、渇水対策の農家負担を軽減する。

2. 対象者

J A魚沼の組合員又は組合員が構成する団体とする。

3. 支援対象

- (1) 販売農作物の用水確保に要した井戸ポンプ等の電気料金。ただし、電気使用量の過去3年の同月使用量の平均値と比較して増加分に対し1kWh 当たり 10 円。
- (2) 販売農作物の用水確保に使用するために要した燃料代金の 30%。
- (3) 水路やため池等に給水するため新たに購入した資材費（ポンプ、ホース、ポリタンク）の合計金額（消費税を除いた金額）に対して 20%。ただし、1 戸上限 50,000 円とする。
- (4) 対象期間は令和7年7月12日から9月30日とする。
- (5) 助成金の支払いは J A魚沼にある組合員本人、又は団体名の貯金口座へ振込とする。
※助成金額は 10 円未満の端数切り捨てとする。
※市町の実施する渇水対策支援事業及び J A事業の助成と重複しないものとする。

4. 申請方法

助成を受ける者は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、下記の明細を添付のうえ、各地区の営農センターに提出する。

- (1) 用水確保に使用した水中ポンプ等使用については、例年同月の電気料金と本年の使用量が確認できる明細の写し
- (2) 用水確保に使用した燃料の購入日・種類・数量・金額等を確認できる納品書・請求書・領収書等のいずれかの写し
- (3) 水路やため池等に給水するため新たに購入した資材費（ポンプ、ホース、ポリタンク）の確認できる請求書・領収書等のいずれかの写し
- (4) 実施対象場所の位置図等及び実施状況写真（ない場合は相談）

5. 経費の支出

- (1) 本支援の申請受付けは令和7年10月24日までを期限とする。
- (2) 営農指導課が取りまとめを行い、精査後に理事長の決裁を受ける。
- (3) この助成に係る経費は、指導事業支出とする。

6. 要領の適用期間

令和7年7月12日から令和7年11月30日までとする。

7. 改廃

この要領の改廃は理事長が決定する。

附 則

本要領は令和 7 年 7 月 12 日から施行する。